

令和8年7月1日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会資料

(令和8年6月26日付託分)

福祉子どもみらい局

# 目 次

## 令和8年度6月補正予算（その2）

ページ

- 1 令和8年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について  
【福祉子どもみらい局関係】 ..... 1

## 議案（条例その他 その4）

- 2 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要 ..... 2
- 3 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要 ..... 3
- 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要 ..... 4
- 5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要 ..... 5
- 6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要 ..... 6
- 7 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要 ..... 7
- 8 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要 ..... 8
- 9 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要 ..... 9
- 10 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要 ..... 10

1 令和8年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【福祉子ども  
みらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
綾瀬児童相談所維持運営費	千円	前年度末までの支出 (見込)額		千円	特定財源	千円	
	10,000			—		国庫支出金	—
		10,000	当該年度以降の支出 予定額	令和8年度 ～ 令和9年度		—	県 債
	—					そ の 他	—
				10,000	一般財源	10,000	

## 2 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 満3歳以上の子どもに係る1学級当たりの学級編制基準を「35人以下」から「30人以下」に引き下げる。（第2条第4号イ関係）

イ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第2条第5号ウ、附則第7項及び改正後の第8項関係）

ウ 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（改正後の第2条第10号シ関係）

エ 主務養護教諭の職の創設に伴い、保育士とみなすことができる養護教諭の免許状を有する者から、現にその施設において主務養護教諭として従事している者を除外する。（附則第3項関係）

### (3) 施行期日

#### ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)ウについては、令和8年12月25日。

#### イ 経過措置

この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級当たりの子どもの数については、改正後の第2条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の園児に対する職員の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

#### 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずること等を義務付ける。（改正後の第12条の7 関係）

イ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第46条第3項、附則第11項、第17項関係及び改正後の附則第18項関係）

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては、令和8年12月25日。

5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の児童に対する保育士の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

## 6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 満3歳以上の園児に係る1学級当たりの学級編制基準を「35人以下」から「30人以下」に引き下げる。（第7条第2項関係）

イ 主務保育教諭及び主務養護教諭の職の創設に伴い、各学級ごとに担当する専任の職員の配置基準等にこれらの職を加える。（第8条第1項、第3項、改正後の第7項第2号及び附則第9項関係）

ウ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第8条第5項、附則第13項及び改正後の第14項関係）

エ 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（改正後の第21条の2関係）

### (3) 施行期日

#### ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)エについては、令和8年12月25日。

#### イ 経過措置

この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級当たりの園児数については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

7 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の園児に対する職員の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

8 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（第47条、第59条、第78条、第78条の2、第81条の9及び第89条関係）

(3) 施行期日

令和8年12月25日

9 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（第44条及び第58条関係）

(3) 施行期日

令和8年12月25日

## 10 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要

### (1) 変更の趣旨

中井やまゆり園の交流棟等の設置に伴い、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に県が出資する資産を追加するため、所要の変更を行うものである。

### (2) 変更の内容

神奈川県が出資する資産として「交流棟」及び「倉庫」を追加する。  
(別表第2関係)

### (3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日